

第561回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和7年3月11日(火) 15:00～15:15

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第561回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○赤松政策企画委員　本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(案)に関する意見公募手続の結果について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしくお願いいたします。

○篠崎取引制度企画室長補佐　取引制度企画室の篠崎でございます。本日、石井が不在ですので、私から、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(案)に関する意見公募手続の結果について」、御説明いたします。

本件は、(趣旨)にもございますとおり、昨年10月29日の委員会に付議した上で、昨年

10月30日から11月28日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。本日は、そのパブリックコメントの結果を御報告するとともに、今後の対応方針について御審議いただきたいと考えております。

20行目からが、**1. 経緯**でございます。

こちら、10月に御説明をさせていただいた内容とほとんど同じになりますけれども、これまで、2020年から制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合において内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく各社の取組状況について、その方針や評価結果を継続的に審議してまいりました。

その評価方針案や評価結果案についても、各回の専門会合において御審議いただいたものを公表しておりましたが、その全体像を理解するためには、全ての資料等を確認する必要があるといった声が寄せられておりましたので、事業者等の利便性向上を図るとともに、関係者の間で改めてこの取組に係る認識を共有することを目的に取りまとめた文書を作成してございます。

続けて、47行目のところになりますけれども、この取りまとめの文書案につきましては、昨年の10月29日の委員会において御審議、御了承をいただいた上で、昨年10月30日から11月28日にかけて、行政手続法に定める意見公募手続を実施いたしました。

52行目からが、**2. 意見公募手続の結果**でございます。

意見公募手続においては、11件の御意見が寄せられてございます。主な内容といたしましては、卸調達価格の小売価格への反映について、であったり、卸取引の公表スケジュールといった内容について御意見が多く寄せられてございます。

御意見の内容については、資料3-1に記載がございますので、御参照いただければと思います。

意見公募手続の結果につきまして、先月28日に開催いたしました制度設計・監視専門会合において「意見公募手続の結果公示（案）」（資料3-1）にお示ししておりますけれども、結果公示（案）のとおり御意見に回答すること、及び意見公募手続対象の文書案については変更しないものとするについて、御了承をいただいております。

最後に、**3. 今後の対応**でございます。

意見公募手続を踏まえまして、本文書案（資料3-2）のとおり、資料をセットして、この後、電取委のホームページにおいて公表することとしたいと考えてございます。

また、この資料を初版として公表した上で、昨年7月以降の議論がまだ反映できており

ませんので、引き続き、新しい議論をこの取りまとめ資料に反映するために、今後、文書の改定作業を進めてまいりたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

村松委員から、どうぞよろしくお願いいたします。

○村松委員 御説明どうもありがとうございました。今回のパブリックコメントのやりとりを拝見いたしました。内外無差別に対する監視委への期待が非常に高いことが見てとれる、多方面にわたるコメントを受けているところに、直接関係のないような点も含めて、事務局から丁寧に回答を返してくださり、ありがとうございます。

評価軸が示されることで、判断も分かりやすくなりますし、また、適時に見直しをされていかれるということで、こちらの取扱いに賛同いたします。

今後も意見が引き続き寄せられるものと思いますが、継続した対応が必要になっていると考えております。

以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局（案）のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

○篠崎取引制度企画室長補佐 ありがとうございました。

○横山委員長 それでは、続きまして、議題の2「一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更認可について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしくお願いいたします。

○中橋統括NW事業管理官 NW事業監視課の中橋でございます。私からは、「一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更認可について」、御説明させていただきます。

7行目の（趣旨）ですが、東京ガスネットワーク株式会社から、令和7年2月7日付け

で、経済産業大臣宛てに、託送供給約款の変更の認可申請があり、2月13日付けで経済産業大臣から意見の求めがありましたので、認可申請に係る委員会としての回答について御審議いただくものとなっております。

13行目以降の「概要」になりますが、東京ガスネットワーク株式会社の上流事業者に当たります株式会社JERAと扇島都市ガス供給株式会社は、令和4年3月に事業者間精算料金を設定し、それぞれ経済産業大臣と関東経済産業局長に提出しております。

これを受けまして、東京ガスネットワーク株式会社におきましては、当該事業者間精算費を託送供給料金原価に算入し、その結果、従量料金単価が増額するため、ガス事業法第48条第2項の規定に基づき、経済産業大臣宛てに託送供給約款の変更認可申請を行ったものでございます。

今回の申請は、上流事業者の事業者間精算料金の変更という外生的要因によるものですので、23行目以降にありますとおり、ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づき算定された変動額託送供給約款料金原価等を、現行の小売託送供給約款料金に反映する、いわゆる変分会計による申請となっております。

26行目と27行目に、JERAと扇島都市ガス供給、それぞれ東京ガスとの連結について概念図を示させていただいております。

次に41行目になりますが、「変更認可申請の概要」となります。申請者は東京ガスネットワーク株式会社、申請日は令和7年2月7日、申請内容は、東京地区等における小売託送供給約款料金の従量料金単価について、1 m³につき0.02円の増加となっております。

次に48行目ですが、「料金算定概要及び審査」について、説明をさせていただきます。

算定概要は、以下の50行目から記載があります手順に従って、東京ガスネットワーク株式会社では算定しております。

その結果、57行目にありますが、従量料金単価は0.02円の単価増となっております。

次に、事務局における「審査結果」でございますが、資料4-2としまして、事務局で行った審査概要を記載させていただいております。事務局におきましては、算定規則に基づいて適切に算定されているかという点を確認しております。

62行目になりますけれども、この結果、ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づいて、適正に変動額託送供給約款料金原価等を算定した上で小売託送供給約款料金へ反映していること、また、ガス事業法第48条第4項各号に定める認可の要件にいずれも適合していると認められることを確認しております。

68行目が、「料金改定の概要」になりますけれども、一番左の枠ですが、託送供給約款料金変動額は9億7,200万円、これを反映しまして、結果としまして、改定前平均単価は20.73円、改定後平均単価20.76円となっておりますが、この20.76円から20.73円を引きました0.03円を反映いたしますと、収入が原価を超えることになりますので、料金の改定額としましては、0.02円となっております。

具体的な料金への反映ですけれども、資料4－1の従量料金単価がそれぞれ0.02円上がるものになっております。

以上を踏まえまして、委員会として、回答案のとおり、認可することに異存はないと回答したいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局（案）のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

○中橋統括NW事業管理官 ありがとうございました。

○横山委員長 第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○赤松政策企画委員 ありがとうございます。

事務局から2点お伝えいたします。

まず、前回の委員会からの間に2件書面開催を行っております。

1件目でございますけれども、令和7年岩手県大船渡市における大規模火災に係る特定小売供給約款の特例認可等について、2月28日付けで認可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

2 件目でございますけれども、一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について、また、供給区域外に設置する電線路による供給の許可について、3 月 3 日付けで許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

2 点目でございますけれども、本日の議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどを、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、 これにて第 1 部を終了いたします。

——了——